

企画競争説明書

業務名称： ブラジル国強靱な街作りのための土砂災害構造物
対策能力向上プロジェクト

調達管理番号： 20a01125

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月17日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月17日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブラジル国強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2026年5月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年5月～2024年5月

第2期：2024年5月～2026年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、第1期、第2期、いずれも契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末（2022年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

担当者：契約第1課、西山 健太郎

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の

対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブラジル国強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：18a00011）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者」

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2021年3月1日 12：00時

（２）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2021年3月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2021年3月19日 12時

（２）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - ・本邦研修に係る経費
 - ・渡航に制約があると想定される当面の期間における、遠隔での指導により現地再委託等により事前に進めることが可能な提案に係る経費(第3章特記仕様書案 第6条(8))
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨=19.8881 円
 - b) US\$ 1 =103.735 円

c) EUR 1 =126.399 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／土砂災害対策
- b) 砂防施設設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 38 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点

10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月7日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」 > 「調達ガイドライン、様式」 > 「様式 業務
実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：土砂災害対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／土砂災害対策

➤ 砂防施設設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／土砂災害対策）】

a) 類似業務経験の分野：土砂災害対策に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：ブラジル国及びその他途上国全域
- c) 語学能力：英語（ポルトガル語ができればなお望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 砂防施設設計】

- a) 類似業務経験の分野：砂防施設設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／土砂災害対策</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>砂防施設設計</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年3月25日（木）13：30～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ブラジル国強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ブラジルは、面積約 851 万 km²、人口約 209 百万人、一人あたり GNI 8,600 米ドル（世界銀行 2017 年）であり、1950 年代から急激に都市化が加速している。これまで、人口の大半が集中する都市部においても洪水、フラッシュフラッド、斜面崩壊、土石流、地すべりが発生していたが、近年は急激な発展に伴い不正土地利用による災害危険地域への居住や、危険地域への都市拡張が進んでおり、自然災害による被害が拡大している。2011 年 1 月には、リオデジャネイロ州で豪雨による土砂災害とフラッシュフラッドが発生し、行方不明者約 400 名、死者は 900 名を超え、約 2 万人が家を失うというブラジル史上最大の災害が発生した。

このような災害リスクを高めている要因は、気候変動等に起因する降雨パターンの変化等の自然現象の変化だけではなく、都市開発の人為的圧力による都市拡張にともない、災害リスクの高い危険地域への居住、防災インフラ（斜面崩落防止、砂防ダム等の砂防施設、河川の改修等の洪水対策施設）を考慮しない都市開発、降雨観測システム及び予警報発令システムの未発達等にある。また、これまで、災害発生後の対応に重点を置き、災害を軽減するための防災対策が行われてこなかったことも災害リスクを高めている一因である。

かかる背景のもと、ブラジル政府は、上述のリオデジャネイロ州での土砂災害を契機に、国家開発計画に位置付けられる多年度計画（対象年：2012 年-2015 年）に 65 の課題別プログラムの一つとして初めて防災の視点を組み入れた「災害リスク管理・対応プログラム」を策定し、現在の多年度計画（対象年：2016 年-2019 年）においても同プログラムを継続中である。

ブラジル政府は、同プログラムに基づく防災体制強化のため、降雨予測と観測の強化を目的として 2011 年 12 月に科学技術革新省に国家自然災害モニタリング・警報センター（以下、「CEMADEN」）を設立し、また、災害リスク評価、災害対応を目的として 2012 年 8 月には国家統合省（2019 年に地域開発省に再編）に国家災害リスク管理センター（以下、「CENAD」）を創設し防災体制の近代化を急速に進めた。上記機関の設立に加えて、地域開発省（旧国家統合省及び旧都市省が 2019 年 1 月に再編）により全国 821 市の優先対象地域の災害リスクマップを作成することが定められ、現在も作成作業が継続中である。これらの災害リスク評価に基づき、都市計画

(都市の拡張に際する新規計画含)の策定主体である市に対して災害リスクを考慮した土地利用基準が示されている。

上記ブラジル政府の動きを支援するため、JICAは2014年～2017年に技術協力プロジェクト「統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト」(以下、「GIDES」)により①土砂災害のハザード特定、リスク評価、②土砂災害のリスク評価を踏まえた都市拡張計画及び災害予防・復旧・復興策計画策定、③早期警報発令、リスク情報発信及び災害データ収集のプロトコルの改善、④土砂災害軽減のための監視、予報システムの改善を支援した。これにより、ブラジル政府の土砂災害対策能力が大きく向上、具体的にはGIDESにより作成されたリスク評価や早期警報発令等の手法が政府の公式マニュアルとして整備され、実際の運用に大きく役立っていること、土砂災害対策に関連する省庁の連携体制が政府法令により確立するなど大きな成果を残した。同成果は2017年にGIDESが「国連笹川防災賞」を受賞したことにより世界的に認知されることとなった。

GIDESの成果により、土砂災害リスク地域の特定及びリスク評価が急速に進んでいるが、リスク地域に対する構造物対策による直接的な被害軽減が依然課題として残されている。地域開発省は、恒常的に小規模な地すべりが発生しやすい都市部傾斜地において対策工の計画立案、実施を行っているものの、被害規模が特に大きい土砂災害、特に土石流に関しては、対策理論や構造物の技術基準の不在から具体的な対策が行われていない。

今後ブラジル政府は、GIDESにより培われたリスク評価手法に基づき、特定された土砂災害リスク地域の土石流に対する構造物対策を実施していく必要があることを認識しており、実施にあたり必要となる対策理論や技術指針を整備する必要性を有していることから本技術協力プロジェクトが要請された。

なお、ブラジル政府は「仙台防災枠組み2015-2030」優先行動①災害リスクの理解、②災害リスク管理のための災害リスクガバナンス、③強靱化に向けた防災への投資、④効果的な応急対応に向けた準備の強化と「より良い復興(Build Back Better)」の達成を目指す観点から、GIDESにおいて優先行動①および②を、本プロジェクトでは、土砂災害対策構造物の技術指針策定により防災投資の促進が想定されることから、優先事項③の推進に貢献するものと認識している。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト

(2) 事業目的

本事業は、土石流対策構造物の特性、設計、施工管理、維持管理方法にかかる技術指針を作成し、技術指針を活用・普及するためのツール及び計画を策定することにより、地域開発省の土石流対策構造物の設計・施工監理・維持管理を実施する能力の向上を図り、もって土石流対策事業のブラジル国内における展開に寄与するもの。

(3) 上位目標

土石流対策事業がパイロット地域以外で展開される。

指標及び目標値：

- ・パイロット地域以外で設計が作成された土石流対策構造物の数（目標値：プロジェクト開始後に決定）

（４） プロジェクト目標

地域開発省の土石流対策構造物の設計・施工監理・維持管理を実施する能力が向上する。

指標及び目標値：

- ・技術指針が地域開発省により正式に承認される。
- ・技術指針・チェックリスト・設計施工事例集の内容に関する研修を受けた連邦政府・州・市職員の数（目標値：プロジェクト開始後に決定）

（５） 成果

- 1 砂防構造物の特性、設計、施工管理、維持管理方法が理解される。
- 2 土石流対策構造物の設計、施工管理、維持管理にかかる技術指針・チェックリストが作成される。
- 3 上記技術指針を活用・普及するためのツール及び計画が策定される。

（６） 活動

- 1-1 パイロット事業を実施する地域を検討し、選定する
- 1-2 リスクマッピング手法の改善及び実現場への適用状況をレビューし、ブラジルの土砂災害対策方針・施設について日本と比較し課題を整理する
- 1-3 ブラジルにおける既存の土石流対策構造物の設計・施工管理、設計指針の調査、整理を行う
- 1-4 土石流対策構造物に必要な建築資材、施工機械、建設法に関する調査、整理を行う
- 1-5 1-2～1-4の理解を深めるための本邦研修を実施する
- 1-6 パイロット地域においてリスクマッピングに基づく土石流対策の実施に必要な箇所の調査・抽出を行う
- 1-7 1-2～1-6の調査結果報告を目的としたセミナーを開催し、報告書として取りまとめる

- 2-1 技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の策定計画を作成する。
- 2-2 リスクマッピングに基づいた土石流対策構造物の設計、施工管理、維持管理等にかかる技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の作成方針を検討、決定する
- 2-3 技術指針、チェックリストの作成を行う
- 2-4 リスクマッピングに沿ってパイロット事業地を選定し、2-3で作成した技術指針を基に土石流対策構造物の建設のための設計を行う。
- 2-5 2-4及び3-3の試行後技術指針及びチェックリストを検討し、確定する
- 2-6 パイロット事業に基づく設計施工事例集を作成する

- 3-1 技術指針・チェックリスト・設計施工事例集普及のための研修内容・方法、設備、実施組織、予算、研修対象者を含む研修計画を作成する。

- 3-2 研修用教材・カリキュラムの開発を行う
- 3-3 技術指針・チェックリスト・設計施工事例集普及のための研修、セミナーを開催する
- 3-4 3-3の結果に基づいて、研修教材・カリキュラムを最終化し、講師用教材を作成する。
- 3-5 リスクマップ等を活用しリスクの高い区域を選定し、土石流構造物対策をリスクの高い地域に展開するための計画を作成する。

(7) 対象地域

1)カウンターパート所在地

ブラジリア連邦直轄地区ブラジリア市(地域開発省所在地)

2)パイロット地域候補

①リオデジャネイロ州:ノバフリブルゴ市(人口約19万人/2018年政府統計)

パイロット地域は、土砂災害が多く発生し社会経済的な被害が大きいこと、リスクマッピングが作成済みであること、土石流に対する構造物対策計画が作成済みであること、予算が確保されていること等を基準とし選定されている。残りのパイロット上記候補地域以外の地域については、同様の基準を元にプロジェクト開始後に選定予定。

(8) 事業実施体制

①カウンターパート(C/P)機関

地域開発省市民防衛局(Civil Defence Secretariat, Ministry of Regional Development)

② プロジェクト実施体制

詳細計画策定調査において、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、カウンターパートについて協議を行い以下の体制とすることを確認した。

- ・プロジェクトダイレクター
National Secretary of Civil Defence, Ministry of Regional Development
- ・プロジェクトマネージャー
Director of Protection and Civil Defense
- ・関係機関(合同調整委員会 Joint Coordinating Committee:JCC メンバー)
 - 【ブラジル側】
 - ・ブラジル協力庁(Brazilian Cooperation Agency (ABC))
 - ・パイロット地域州・市政府
 - 【日本側】
 - ・JICA 長期専門家及び調査団 (コンサルタント)
 - ・JICA ブラジル事務所
 - ・在ブラジル日本国大使館

(9) プロジェクト期間

2021年5月～2026年5月(60ヶ月)

※R/D 記載の協力期間は2020年の早期から5年間と設定しているが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、協力開始時にブラジル側と再確認するとともに、進め方(最初は遠隔での実施等)についてブラジル側と改めて協議し合意する必要がある。

第4条 業務の目的

「強靱な街作りのための土砂災害構造物対策能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書(Record of Discussion: R/D)に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第3条(2)の事業目的を達成する。

第5条 業務の範囲

(1) 本業務は、2020年7月8日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

(2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がブラジル国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ブラジル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) C/Pの能力開発・技術指針類の整備

① プロジェクトで作成する成果物

- 本プロジェクトでは、開始後の1年間で技術指針(案)及びチェックリスト(案)を作成し、パイロットプロジェクトを通じて、その検証や技術移転を行い、その過程で設計施工事例集の作成を行う計画。
- 技術指針(Technical manual) : リスクマッピング、砂防構造物の施設配置、設計、施工管理、維持管理等、砂防構造物実現までのプロセスを明文化するとともに、その基準の運用において求められる詳細なワークフロー、技術的な解説をまとめる想定。
- チェックリスト(Checklist) : 地域開発省が各自治体により提案される土石流対策への予算配布の可否を判断する際の確認事項を整理したもの。
- 設計施工事例集(Collection of examples) : 各土石流対策事業の設計・施工事例及び留意点を整理したもの。

② 能力強化の対象及びブラジル側が設置する技術委員会

- 本プロジェクトの能力強化の対象は、連邦政府の地域開発省の他、パイロットプロジェクトを実施する関連地方自治体も含む。
- 本プロジェクトの枠組みにおいて、地域開発省が主体となって成果物の素案やパイロットプロジェクトの設計案等を作成し、JICA長期専門家およびコンサルタントはこれを支援するという位置付けである。なお、地域開発省はその作業にあたり必要に応じて大学教授等からなる技術委員会を設立し、一部業務を委託する可能性がある。この場合、地域開発省の責任で技術委員会との調整や業務管理を行うこととしている。
- 技術委員会はプロジェクトの実施体制には含まれていないが、技術委員会を通じて学術界の支持を得る機能が想定されていること、パイロットプロジェクトの設

計に必要な測量・地質・土質調査を担う計画もあることから、同委員会設立に係る動向には留意し、可能な範囲での技術的な意見交換などを行う。

③ C/P の能力開発への支援

本プロジェクトは、地域開発省市民防衛局の能力開発及びそれを通じた組織強化のために実施するものであるため、「6.業務の内容」に記載された現地作業を実施するにあたっては、資料作成、ワークショップや会議の開催等をC/P が実施する等、主体性を持たせた上で、共同実施しながら技術指導を行う。プロジェクト終了後にはC/P が自立して本プロジェクトの活動を継続して実施できるよう指導を行うこと。

④ 技術指針(成果 2)の考え方

技術指針はブラジル政府としての土砂災害に対する構造物対策の基本的な指針を取りまとめたもの(日本の治水砂防技術基準に相当)として作成が行われる想定であり、ブラジル連邦政府が有識者で構成される技術委員会と協力しながら作成する想定である。本プロジェクトでは、技術指針の作成に際し、技術的、政策的助言を行う。

(2) パイロットプロジェクト

① 本プロジェクトにおけるパイロットプロジェクトの位置づけ

- パイロットプロジェクトとしてブラジル側の予算、責任のもとで砂防構造物の設計・施工・維持管理が行われるが、本プロジェクトではブラジル側が行うパイロットプロジェクトを通じた技術指針の検証、及び関連技術の移転を行う。
- 砂防構造物の建設自体に JICA は関与しないものの、同工事の進捗状況をフォローしつつ、同工事を参考として技術マニュアルに基づいたリスクマッピング、砂防構造物の施設配置、設計に関する技術支援を行い、技術支援の結果、明らかになった課題を技術指針に反映する等、指針の有効性を検証しつつ指導を進める。具体的には、パイロット地域市政府による砂防施設実現のための計画(事業実現のための予算計画、施工計画等)作成、予算承認、詳細設計、環境許認可、入札手続き、施工管理、建設後の維持管理等、一連の砂防構造物の建設前中後の必要事項が実施できるよう支援する。
- パイロットプロジェクトは技術指針の検証や設計施工事例集・チェックリストの作成において重要な役割を持つが、本プロジェクト終了までにパイロットプロジェクトが完了することは必須ではない。ただし、成果 2-4 よりパイロット施工の設計、2-6 でパイロット事業に基づく設計施工事例集作成を求めていることから、先方が円滑にパイロット施工を進められるよう十分な技術指導および先方への働きかけを行うこと。

② パイロットプロジェクトの対象地域

- 2. (7) 2) に記載のとおり、地域としてノバフリブルゴが選定済みであるが、もう 1 箇所はプロジェクト開始時点では未定である。
- 残りのパイロットプロジェクト対象地域については、プロジェクト開始後に情報収集、ブラジル側と協議の上、以下の要件を見たず地域を選定する。
 1. 土石流リスクの高い地域
 2. 土石流リスク評価が既に行われている地域
 3. 土石流構造物対策計画の概要が存在する地域

4. 構造物対策実施のための予算が確保されている地域

なお、パイロット地域の選定においては、ノバフリブルゴ市で実施される土石流対策構造物とは異なる施工方法が採用される地域を優先する。

- パイロットプロジェクト実施には、ブラジル側（連邦政府、地方政府）による予算確保が不可欠であるため、随時ブラジル側の予算確保状況の確認と予算確保に向けた働きかけを行う。なお、ノバフリコ市においてもコロナ禍等選定時と状況が変化している可能性があり、予算確保状況や事業実施体制を確認のうえ実施が難しい場合は、候補地を再検討する。
- パイロットプロジェクトの実施にあたり、地域開発省はパイロットプロジェクト対象地域の地方自治体と情報共有や役割分担、費用負担等に関する合意文書（MOU）を署名予定である。パイロットプロジェクト開始にあたり MOU 署名が未了の場合、早期に MOU が署名されるよう働きかけを行う。

（3） 関連する案件との連携

①過去に実施したプロジェクト等の成果や教訓の活用

JICAは、ブラジルにおいて、技術協力プロジェクト「統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト」（2014-2017年）、民間技術普及促進事業「鋼製透過型・ソイルセメント砂防堰堤普及促進事業」（2017-2019年）、「パラナ州雨量レーダ普及促進事業」（2017-2019年）普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）「衛星活用デジタル地図（AW3D）によるリスク判読のための基盤図整備」（2019年-2021年）を実施しており、官民共同でブラジル防災関連機関の能力強化を支援してきた。過去に実施したプロジェクト等の成果や教訓を十分に活用し、より効率的・効果的なプロジェクトの実施に努めること。

②GIDESで技術移転したハザードマッピング、リスク評価手法の活用

GIDESにおいて本プロジェクトの対象地域のハザードマップ作成、リスク評価を行っており、ハザードマップ、リスク評価作成用のマニュアルも整備済みである。上述の追加のパイロットプロジェクト候補地を検討する際には、GIDESで作成したハザードマップ作成、リスク評価の手法によりリスク地に対する砂防対策を実現することが望ましい。

③ 民間技術普及促進事業「鋼製透過型・ソイルセメント砂防堰堤普及促進事業」（2017-2019年）の成果活用の考え方

実施中の標記案件において地域開発省及びノバフリブルゴ市、ブルメナウ市協働で左記2都市の危険溪流に対する砂防ダムの配置計画、施設の基本計画を作成している。同基本計画を基に地域開発省は砂防構造物の実現を目指していることから、本プロジェクトのノバフリブルゴ市におけるパイロットプロジェクトにおいては、同事業の成果を可能な限り活用できるように、ブラジル側と協議・検討を行う。残りのパイロットプロジェクトがブルメナウ市で実施されることになった場合には、同様に同事業の成果を活用することが望ましい。

（4） 他援助機関との連携

防災分野では、緑の気候基金（Green Climate Fund : GCF）や世界銀行等の援助機関も支援していることから、本事業との相乗効果が見込まれる場合には、連携の可能性を検討することが望ましい。

(5) 長期専門家との協働について

- 本プロジェクトには、長期専門家として「チーフアドバイザー／砂防計画」が地域開発省に配属予定であり、主にプロジェクトの統括、進捗監理、担当分野の指導、ブラジル政府との調整を行う。
- 長期専門家はプロジェクト期間をとおしてカウンターパート機関に所属する予定である。コンサルタントは、長期専門家の助言を得ながら「第7条 業務の内容」に記載の活動を実施する。
- プロジェクト期間中に実施するカウンターパートとの各種会議や研修は、必要に応じて長期専門家の支援を得ながら、コンサルタントが主担当として日程調整や場所の確保、アポイント取得、などの業務を行う。

(6) 国内及び現地会議の開催支援

コンサルタントは、本プロジェクトに関連し開催される以下の国内及び現地会議の開催支援、参加、会議資料及び議事録の作成を行うものとする。

- 本邦及び現地におけるワークプランの説明・協議
- 業務進捗報告書、業務完了報告書に基づくJICAの担当部及びJICAブラジル事務所への進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の報告
- 現地で開催するプロジェクトJCCにおける業務進捗の報告及び実施計画の説明

(7) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をブラジル及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクト開始後、積極的かつ効果的な広報に努めること。具体的な活動計画について、プロポーザルで提案すること。

(8) プロジェクトの柔軟性の確保・渡航制約を踏まえた効果的・効率的な事業実施

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に関し、JICAに提言を行うことが求められる。

- 当面の間は渡航に制約があると想定され、遠隔での協議と国内作業を中心とした活動も想定される。こうした中でも効果的・効率的に業務を進めていく方法を検討し、プロポーザルにて提案すること。
- 特に、渡航に制約があると想定される当面の期間において、通常現地で行うことが想定される作業であっても、遠隔での指導により品質は保ちつつも現地再委託等で事前に進めることが可能な、例えば現状把握・図面作成・シミュレーション等の作業の実施を検討し、プロポーザルで提案すること。以下のようなものが想定されるが、これに限らず検討・提案を行うことを可とする。これらに係る追加的な提案は別見積もりで提案し、提案内容を精査のうえ契約交渉時にその実施について決定する。
 - 第7条 業務の内容(1)に記載の既存の土砂災害対策施設の現状把握
 - 同(7)のパイロット地域に係る調査・抽出
 - 同(18)の将来展開に向けたパイロット地域以外のリスクの高い地域の初歩的な情報収集・リスク評価 等
- 特にパイロットプロジェクトが施工されているタイミングにおいては、主に現場で課題が発生することが想定されるが、ブラジル側に経験が無い場合、コンサル

タントからの支援が求められることが多いと想定される。現地の様子に合わせて、適時に適切な支援を行うこと。

(9) 仙台防災枠組への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組 2015-2030 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030)」を踏まえ、ブラジルが仙台防災枠組の達成に取り組むための材料として、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し各報告書に記載する。仙台防災枠組では「強靱化に向けた防災への投資」が掲げられており、本プロジェクトを通じ関係者の中で仙台防災枠組への理解が浸透するよう、働きかけること。

(10) プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICAに報告すること。

(11) JICA との協議・打合せ及び報告書案の提出等

本業務は、「第6条 実施方針及び留意事項」及び「第7条 業務の内容」に記載のとおり、プロジェクトの各段階で、逐次 JICA への報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ・ JICA への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ・ JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予め JICA 担当者が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- ・ JICA との協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA 担当者の内容の確認を受けること。
- ・ 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA 側の十分なレポート案のレビュー時間を確保すること。

第7条 業務の内容

- ・ 業務の内容は以下を想定しているが、PDM 上での活動に沿った記載をしているため、必ずしも時系列に沿った記載をしている訳ではない。コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。また、PDM の上位目標及びプロジェクト目標の定量的評価指標はプロジェクト開始時点では未設定であるため、業務開始後に収集した情報やプロジェクトの進捗を踏まえつつ、開始後1年以内を目途に適切な評価指標案を提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上やプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。本案件は以下のとおりの2つの期間に分けて実施する。

第1期：2021年5月－2024年5月（36ヵ月）

第2期：2024年5月－2026年5月（24ヵ月）

【第1期】

(1) 既存資料・情報の収集・整理及び基本方針等の検討

詳細計画策定調査にて収集した関連資料等の内容を分析すると共に、現地活動での作

業内容、重点項目を把握する。その上で、プロジェクトの基本方針、活動内容、実施体制、工程及び現地活動における作業計画・手法の詳細を検討する。

(2) ワークプラン (W/P) の作成

プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程及び現地活動における活動計画、手法を明示したW/P を取りまとめる。W/P の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、各業務の目的は何か、他の業務とどのように関わってくるか、C/P が果たす役割は何か、C/P の業務量はどの程度か等についてC/P 側が具体的にイメージを持つことができるよう配慮する。

更に、プロジェクトの実施を通じてブラジル側に技術移転を行う項目、内容、方法、期間について取りまとめた技術移転計画を作成する。

(3) W/P の提出・説明・協議

W/P をブラジル側に提示し、説明及び協議を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域及び現地活動における作業計画、手法、ブラジル側便宜供与、C/P技術者の配置、JCC 設置状況等（特に詳細計画策定調査時やR/D締結時に双方確認合意した事項）について、現地にて再度確認し必要事項につき合意を得る。

【活動1に関する業務】

(4) パイロットプロジェクトを実施する地域を検討、選定（活動 1-1）

パイロット地域については、リオデジャネイロ州ノバフリブルゴ市は確定済みであるが、残リーカ所のパイロット地域は未定である。業務開始後早期の段階で、情報収集及びブラジル側との協議を行い、第6条（2）②に記載の要件も踏まえながら残りのパイロット地域を決定する。

(5) リスクマッピング手法の改善及び実現場への適用状況をレビューし、ブラジルの土砂災害対策方針・施設について日本と比較し課題を整理（活動 1-2）

既存の各種マニュアルや成果レポート等を収集し、C/Pが実施しているハザード分析・リスク評価に関する手法、実施体制、手続きを確認するとともに、ブラジル、日本それぞれの砂防対策の在り方、構造物対策の特徴を確認、支援の方向性を検討する。

(6) 既存の土砂災害対策施設の設計・施工管理、設計基準、砂防施設に必要な建築資材、施工機械、建設法に関する調査、整理を行う。（活動 1-3、1-4）

ブラジル国内における既存の土砂災害対策施設を調査し、その設計基準、設計・施工管理の方法、担当責任機関等の情報収集を行う。また砂防施設の実現に必要な建築資材、施工機械の入手方法、価格、輸送経路等を調査する。

(7) パイロット地域における土砂災害対策が必要な個所の調査、抽出を行う。（活動 1-6）

パイロット地域における土砂災害に対する構造物対策実現のために必要な以下の調査を行い、事業対象地の選定を支援する。（選定はブラジル側が行う。）

1) 過去の土砂災害発生事例の資料収集整理

抽出した土砂災害発生事例を、土砂災害の分類、地形、地質、雨量、土砂移動、現象の規模、土砂氾濫堆積範囲、被災状況等の状況等を基に整理する。

2) 現地調査

発生状況を概括するための現地調査計画を作成し、現地調査を実施する。現地調査にあたっては、詳細な雨量、被災状況、避難状況等の資料も併せて収集する。対策工の効果についても、災害の被災の有無に係わらず、分類ごとに整理する。

3) 土砂災害発生状況の分析

上記で収集した資料や現地調査結果を基に、土砂災害の要因（分類、地形、地質、雨量、土砂移動、現象の規模、土砂氾濫堆積範囲、被災状況）を整理・分析し、発生場所及び土砂氾濫堆積範囲の特徴、並びに地形等からそれらを特定する方法について検討する。

4) 被害状況に関する整理、分析

土砂災害による人命の損失や家屋等の破損、インフラ等の破損による経済的被害の状況を整理・分析する。また、家屋が破壊・破損する荷重等外力及びその評価手法を検討する。また、他の土砂災害の事例に当てはめるなど、手法の妥当性の検討を行う。

5) 土砂災害の実態のまとめ

上記の調査・分析結果を基に、ブラジルにおける土砂災害の発生と地域特性や降雨パターンとの関係を分析・整理する。また、対策工についても効果を明らかにする。

6) 土石流シミュレーションの実施

土石流が想定されるパイロットサイトにおいて、土石流シミュレーションを実施する。使用するシミュレーションソフトについて、詳細はC/Pと協議をして決定する。また、シミュレーションに必要な物性値については、現地調査や研究成果等から検討し、決定する。

（8）上記調査報告書の作成と報告を目的としたセミナーの開催（活動 1-7）

上記調査・検証の結果をまとめた報告書をブラジル側と共に作成し、ブラジル連邦政府機関及びパイロット州・市政府に対する報告を目的としたセミナーを開催する。（開催回数はブラジル側と相談し決定することとするも、連邦政府機関、パイロット州・市政府を一同に集めたセミナーを1回開催することを想定。）

【活動2に関する業務】

（9）技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の策定方針の作成（活動 2-1、2-2）

詳細計画策定調査時に合意したブラジル政府との協働による砂防構造物実現及び技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の最終化までのロードマップを詳細化した策定計画（スケジュール）を作成する。

（10）パイロット地域州・市政府との活動 2-2 で作成した技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の作成方針、計画の協議及び、試行的なパイロット事業地の選定・リスクマッピング、技術指針（案）及びチェックリスト（案）に沿った砂防施設計画、設計の実施（活動 2-3、2-4）

活動2-2の作成方針に沿って作成した技術指針、チェックリスト、設計施工事例集の策定方針、計画をパイロット州・市政府と議論する。議論の後、同指針、チェックリストの作成を進めつつ、試行的なパイロット事業地の選定、リスクマッピングを行う。パイロット事業地選定の後、作成した技術指針（案）、チェックリスト（案）に沿った砂防施設計画、設計を支援する。

【活動3に関する業務】

（11）技術指針・チェックリスト・設計施工事例集普及のための研修内容・方法、

設備、実施組織、予算、研修対象者を含む研修計画の作成（活動 3-1）

パイロットプロジェクトとして実施される砂防構造物建設がパイロット地域以外の優先地域で円滑に実施されることを目的に、砂防構造物の計画・設計、施工管理、維持管理等を担当する地方自治体をはじめとした関係者を対象とした研修計画を作成する。

（12）研修用教材・カリキュラムの開発（活動 3-2）

(11)の趣旨に沿った研修に実施にあたり、研修講師が参照すべき研修全体のカリキュラムの開発と、研修講師が研修で使用する研修用教材のドラフトを開発する。開発にあたっては、活動2でドラフトされる技術指針、チェックリスト、設計施工事例集を参照する。

（13）技術指針・チェックリスト・設計施工事例集普及のための研修、セミナーの開催（活動 3-3）

ドラフトした研修用教材・カリキュラムを使用して、土石流対策の優先地域の地方自治体等を対象に技術指針・チェックリスト・設計施工事例集の内容と活用方法の理解を促進するための研修、セミナーを開催する。（開催回数はブラジル側と相談し決定することとするも、連邦政府機関、地方自治体を一同に集めたセミナーを開催することを想定。）

【第2期】

【活動2に関する業務】

（14）活動 2-4 及び活動 3-3 の試行後、技術指針（案）、チェックリスト（案）を検討し、確定する。（活動 2-5）

（15）パイロット事業に基づく設計施工事例集（案）を作成する。（活動 2-6）

【活動3に関する業務】

（16）技術指針・チェックリスト・設計施工事例集普及のための研修、セミナーの開催（活動 3-3）

内容は上述（13）のとおり。

（17）活動 3-3 の結果に基づいて、研修教材・カリキュラムを最終化し、講師用教材を作成する。（活動 3-4）

活動3-3で実施した研修、セミナーの結果を踏まえ、研修教材・カリキュラムを最終化する。また、あわせて研修講師が研修実施に先立ち講義内容についての理解を深められる講師用教材も作成し、想定される研修講師に対し講師用教材の内容について解説を行う。

（18）リスクマップ等を活用しリスクの高い区域を選定し、土石流構造物対策をリスクの高い地域に展開するための計画を作成（活動 3-5）

パイロット地域以外の土石流リスクの高い地域を洗い出し、ブラジル側によってプロジェクト終了後に土石流構造物対策を展開していくための計画を作成する。また、計画実行のための資金ニーズを確認し、自国予算や円借款等の外部資金活用の可能性を含む予算や資金の用途に係る初歩的な検討も行う。併せて、選定された地域の地方自治体と協議しながらリスクマップ及び土石流対策計画の概略を作成する。

【第1期、第2期共通】

【全活動を通じて実施する業務（第1期、第2期を通して）】

イ) 報告書「業務進捗報告書1」、「業務進捗報告書2」、「業務完了報告書」の作成。
作成、提出の時期、内容については、以下第8条 報告書等を参照。

ロ) 成果モニタリングの実施、モニタリングシートの作成

ハ) JICA が行う各種評価調査への協力（JICA が評価調査を行う場合）

【本邦研修（第1期、第2期を通して）】（活動1-5）

我が国の土砂災害に対する構造物対策の現状を把握することおよび砂防施設の設計方法習得を目的として、C/P職員（担当官庁の技官を想定）を中心に研修を実施する。研修計画作成の際には、研修目的を明確にし、研修内容を設定する。また、研修計画の立案にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い、JICA に事前に相談し、承認を得るものとする。

現時点で想定している本邦研修の概要は以下のとおりであるが、具体的な計画や訪問先についてプロポーザルで提案すること。

<概要>

実施回数：プロジェクト期間中に2回

受入人数：10名程度/1回

想定実施時期：①2022年度、②2023年度

実施期間：10日～2週間程度

研修内容：① 我が国の砂防構造物の配置状況と効果等、砂防構造物に関する政策（意思決定者レベル向けの研修）
② 砂防構造物の施設設計、配置計画、維持管理及び建設に必要な技術・法令等（管理・計画実務者向け研修）

* 状況に応じて、遠隔実施を検討する。

第8条 報告書等

次の報告書等をJICAの指示に従い、JICAが指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。なお調査期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA本部及ブラジル事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

（1）報告書等

本プロジェクトの各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。第1期の成果品をプロジェクト事業進捗報告書2とし、第二期の成果品を業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数	提出先
① 業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：5部	JICA

② ワーク・プラン	業務開始から約1ヵ月後	英文：10部	JICA及びC/P
③ モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：10部	JICA及びC/P
④ 業務進捗報告書 1	2023年5月中旬	和文：5部	JICA
⑤ 業務進捗報告書 2	2024年5月中旬	和文：5部	JICA
⑥ 業務完了報告書	2026年5月上旬 なお、ドラフトを2か月前に提出し、 JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚	JICA
プロジェクトブリーフノート	業務開始から1か月後 業務開始から12か月後 業務開始から24か月後 業務開始から35か月後の4回	電子データにて提出	JICA

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

・業務進捗報告書/業務完了報告書

- ① 本プロジェクトの背景・経緯・目的
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクトの目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成向けの提言
- ⑥ 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でもかまわない。）

- イ) PDM（最新版、変遷経緯）
- ロ) 業務フローチャート
- ハ) 詳細活動計画
- ニ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ホ) 研修員受入れ実績
- ヘ) 供与機材・携行機材実績（引渡リストを含む）
- ト) 合同調整委員会議事録等
- チ) その他活動実績

・技術協力成果品等

本業務の成果として作成される以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- イ) 技術指針
- ロ) チェックリスト
- ハ) 設計施工事例集

・プロジェクトブリーフノート

上記仕様のとおり、各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクトの概要をJICA内部・関係者・外部に説明するために使用する。

<JICAプロジェクトブリーフノート仕様>

各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。ドラフトファイナルレポート提出時のものは先方政府ならびにJCCへの説明および内容に関する協議を行い、協議結果を踏まえJICAプロジェクトブリーフノートを修正する。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

JICAプロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- (1) プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）
- (2) 各提出時期に内容を更新し、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする
- (3) 図表を多く取り入れて分かりやすくする
- (4) カラーにして見た目にも美しくする
- (5) 日本語、英語の両方で作成

和文・英文共にA4版8枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1ページ目はタイトル（タイトルの左下にJICAのロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は2段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、タイトル上の「JICAプロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はMS明朝で大きさは10.5、日本語本文中の英語はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月はMSゴ

シックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

その他、詳細に関しては特に規定しない。

「JICAプロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 本件に係る業務工程は、2021年5月に業務を開始し、全体期間は2026年5月中旬までの約60ヵ月とする。
- 新型コロナウイルスの影響等により、R/DのAnnex3 Plan of Operationの通りの活動が行えず、また、当面の間は渡航に制約があると想定され、遠隔での協議と国内作業を中心とした活動も想定される。第3章特記仕様書案第6条(7)のとおり、C/Pとは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。配布資料⑥調査工程スケジュールに基づき、スケジュールを検討し、活動計画をプロポーザルにて提案すること。
- R/D記載の協力期間は、第3章特記仕様書案第3条(9)のとおりであるが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、協力開始時にブラジル側と再確認するとともに、進め方(最初は遠隔での実施等)についてブラジル側と改めて議論し合意する必要がある。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 74 人月 (M/M) (現地: 57M/M、国内17M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/土砂災害対策(2号)
- ② 砂防施設設計(3号)
- ③ 構成砂防構造物
- ④ 建設マネジメント
- ⑤ 研修計画

(3) 現地再委託

必要に応じて、土砂災害対策に関するデータ収集についての現地再委託または現地雇人による作業を可能とする。コンサルタントの十分な指導管理の下で行うこと。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- 要請書
- 詳細計画策定結果
- 詳細計画策定調査報告書
- ブラジル国「鋼製透過型・ソイルセメント砂防堰堤普及促進事業」完了報告書

2) 公開資料

- ブラジル国統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト(マニュアル策定、パイロット事業、まとめフェーズ)業務完了報告書
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000034496.html>
- ブラジル国統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000035144.html>

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

以下の事項について提供が行われる予定。

- ・カウンターパートの配置
- ・執務スペースの確保（GIDESで供与したコピー機含む）
- ・プロジェクト運営管理費（カウンターパートの国内出張旅費など）
- ・プロジェクト活動に必要なとなる機材の運用・維持管理経費

(6) その他留意事項

1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上